

大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に基づき、土砂災害特別警戒区域として大阪府が指定する以前から存在し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造基準に適合しない住宅（以下「既存不適格住宅」という。）を当該区域外へ移転する者に対し、予算の範囲内において大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、既存不適格住宅の移転等を促進し、市民の安全確保を図ることを目的とする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる既存不適格住宅（以下「危険住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存し、現に居住しているもの
- (2) 国その他の機関から補助金等の交付を受けていないもの
- (3) 固定資産税が滞納されていないもの

2 補助金の交付の対象となる移転先の住宅（以下「移転先住宅」という。）は、第1号から第4号までのいずれにも該当するものとする。ただし、当該住宅を新築する場合にあっては、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存し、自己の居住の用に供するもの
- (2) 土砂災害防止法第7条第1項に基づき大阪府が指定した土砂災害警戒区域及び第9条第1項に基づき大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域以外に存するもの
- (3) 昭和56年5月31日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けて建築されたもの
- (4) 国その他の機関から補助金等の交付を受けていないもの
- (5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88号第1項に規定する行為で同条第5条の規定に基づく公表に係るものではないもの
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 危険住宅の除却を行う事業及び移転先住宅への引越等（除却工事に伴う動産の移転で仮住居を経由する必要があるなど、複数回の引越を含む。）を行う事業（以下「除却事業等」という。）
- (2) 除却する危険住宅に代わる移転先住宅を建設し、購入し、又は購入し、改修する事業（これに伴い必要な土地の取得を含む。）（以下「建設等事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険住宅の除却を行う事業については、危険住宅に居住又は所有する個人、移転先住宅への引越等を行う事業及び建設等事業については、危険住宅に居住する個人とし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 直近の課税所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から同法第314条の2の規定する所得控除額を差し引いた額をいう。）が5,070,000円未満のもの
- (2) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 除却事業等に要する経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、危険住宅の除却に要する費用については、事業年度における国土交通大臣の定める標準建設費その他の額のうちの除却工事費の額を限度とし、移転先住宅への引越等を行う事業については、975,000円を限度とする。
- (2) 建設等事業に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金の利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額。ただし、移転先住宅を建設し、購入し、又は購入し、改修する経費にあつては3,250,000円、これに伴い必要な土地の取得の経費にあつては

960,000円を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業が複数年度にわたる場合、次条の規定による補助金の交付の申請前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び補助対象事業の完了予定時期等について、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金事前協議書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出し、補助対象事業の着手の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更及び中止)

第9条 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業中止届（様式第7号）により市長に届け出な

なければならない。

- 4 前項の規定による届出があった場合は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、その旨を速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付請求書(様式第10号)に必要書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- 2 補助事業者(除却事業のみを行う者に限る。この項及び次項において同じ。)

は、前項の規定により、補助金を請求するに当たり、補助事業者から依頼を受けて除却事業に係る工事を行った事業者(以下「代理受領事業者」という。)に補助金の受領を委任することができる。

- 3 補助事業者は、前項の規定により、代理受領事業者へ補助金の受領を委任するときは、あらかじめ代理受領事業者から同意を得た上で、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金代理受領委任状(様式第10号の2)及び大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金代理受領確認書(様式第10号の3)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者又は代理受領事業者に対し補助金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付取消通知書（様式第11号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて補助対象者にその返還を命じるものとする。

(補助事業者に対する指導等)

第15条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認められる場合は、補助事業者に対して報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱による改正後の大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大阪狭山市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請が行われた補助金について適用し、同日前に交付申請が行われた補助金については、なお従前の例による。